

【ABC 消費者情報 Vol. 22】

■カニの送りつけ商法にご用心！

電話でしつこくカニの購入を迫ったり、頼んだつもりはないのにカニを送りつけて代金を請求してくる商法にご注意ください。

■相談事例

○「カニを送る」としつこく電話勧誘があり、仕方なく了承してしまった。

○高齢の母に「カニは好き？」と電話があり、「好き」と答えたらカニが代金引換で送られてきた。

■アドバイス

○勧誘されても必要なければ、はっきり断ることが大切です。

○法改正により、訪問販売や電話勧誘販売での購入の場合、食品もクーリング・オフできるようになりました。

宅配便が届いたら、相手の会社名・住所・電話番号を確認した上で受け取りを拒否し、クーリング・オフの通知を出しましょう。期間は契約書面を受け取ってから8日以内です。

■連休中の相談について

連休中のご相談は、消費者ホットライン(0570-064-370)をご利用ください。

連休中を狙っている悪質な業者にご注意ください。

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611